

第4回 定例会 12/23～25



**公区会館の指定管理一部改正を可決
農業振興基本条例改正案を継続審査
定例会後に、議会から町長あてにコロナ対策の
要望書を提出**

◆下川町職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正 する条例

「地方公務員の育児休業
等に関する法律」の改正に
対応して所要の改正を行う
ものです。
(主な改正内容)

- ・育児休業を取得できる非
常勤職員の範囲設定
- ・育児休業を取得できる期
間の設定

(質疑)

Q・正職員の育児休業の取
得率はどうなっているのか。

A・記憶の中では今年度は
1件となっている。

(賛成討論) 「SDGs未
来都市」の下川町などで、
役場以外の民間事業者にも、
正規・非正規に関わらず育
児休業の取得率の公表とそ
の向上に努めるべきである。

◆農業振興基本条例の一部 を改正する条例

定例会のあらまし
第4回定例会は、12月23日から25日までの3
日間開かれました。町から、補正予算等が提案され、農業振興基
本条例を継続審査とし、その他は原案可決しました。
議員提出の決議1件を可決し、一般質問では
5人の議員が町長に考え方を問い合わせました。

所要の改正を行います。

(主な改正内容)

・検討時期規定の追加

・補助対象事業の見直し

・補助率、限度額の見直し

(質疑)

Q・財政が厳しいから条例
改正を行うのか。財政が
厳しくなった責任を取ら
ないのか。

A・他の産業分野を支援す
る条例と改正時期を合わ
せるものである。

A・農業者は営農計画を既
に立てており、時期的に
唐突ではないか。

A・農業審議会や農業生産
者の意見を聞いて進めて
きた。

本案は、総務産業常任委

員会に付託され、審査の結
果、「農業委員会に正式に
諮つていない」「改正予定
内容を農業者に周知する必
要がある」「関係機関、関

係団体から意見を確認する
必要がある」ことから、会

議期間中に結審することができ
ず、令和3年第1回定例会
まで閉会中の継続審査とす
ることに決定しました。

◆下川町公区会館等の指定 管理者の指定について

農業者、生産組織及び農
業団体の自主的な努力と創
意工夫を基本とした本町の
農業が、若者にとって魅力
ある産業として成長し、持
続可能な施策となるよう、持
審議会等の意見を踏まえて

町内の10か所の公区会館
のうち、8か所について令
和3年度から5年間を指定

の期間として、指定管理者
の候補者として選定したも
のです。なお、りんどう会
館、幸成会館は新年度より
指定管理から除外されます。

◆定住自立圏形成協定の一 部を変更する協定の締結に ついて

産業振興、地域生活基盤
維持対策分野において更な
連携した取り組みを推進
するため、一部協定内容を
変更するものです。

(質疑)

Q・『定住自立圏共生ビジ
ョン』の「地域公共交通」
の項目で、「バス路線数
を維持する」とあるが、
路線数に加え、1日の本
数など、利便性の向上に
資する数値目標を掲げる
べきではないか。

A・時間の関係で議論され
ていいものもある。で
きるだけ懇談会で話し合
いたい。